

社会福祉法人 祥風会介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（目的）

第1条 「社会福祉法人祥風会介護福祉士実務者研修通信課程」（以下「当法人」という。）は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、当法人が実施する介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）を通して、受講者の介護福祉士取得の支援をすることとし、もって地域福祉への貢献に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 本研修の名称は、「社会福祉法人祥風会介護福祉士実務者研修」（通信課程）という。

（実施場所）

第3条 茨城県土浦市小松1丁目3番33号ハトリビル6階社会福祉法人祥風会研修室に置くものとする。

（修業年限）

第4条 本研修の修業年限は、6ヶ月以上とする。

（研修定員及び学級数）

第5条 1学級の定員を30名、学級数は1学級とし、総定員は30名とする。

（養成課程及び履修方法）

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、（社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について）平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。）別表5に定める内容に準拠する。

（履修免除）

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

（学期及び休業日）

第8条 1養成課程を学年及び学期とし、休業日は、次のとおりとする。

（1）年末年始 12月29日～翌年1月3日

（2）夏季休業 8月12日～8月15日

(入学時期)

第9条 入学時期は、各養成課程の開講日とする。

(入学資格)

第10条 入学資格は、当法人の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入学者の選考)

第11条 入学の選考は、入学申し込みを受理した者の中から、前条の条件を満たすと認められるものにつき入学決定する。但し、養成課程の定員に達した時点において申し込み受付は終了とする。

(入学手続)

第12条 入学手続きは、当法人が定める入学申込書に、履歴書、誓約書、本人確認書類（免許証の写し等）及び介護に関する研修（訪問介護員研修1級及び2級3級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程、認知症実践者研修、喀痰吸引等研修に限る）を修了している場合は、修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学、卒業)

第13条 退学しようとする者は、退学届けを提出し、当法人の許可を得るものとする。

2 入学者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して就学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願いを提出し、当法人の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願いを提出し当法人の許可を得るものとする。

4 卒業するにあたっては、修了証書の授与をする。

(学習の評価及び課程修了の設定)

第14条 当養成施設長は、第6条1項の養成課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2 レポートの成績評価は、各100点満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。

3 教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

4 レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は、面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、当法人の許可を得なければならない。

(受講料)

第15条 本研修の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次のとおりとする。(税込、)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 (1) 既研修未受講者 | 125,000 円 |
| (2) 介護職員初任者研修 | 95,000 円 |
| (3) 訪問介護員研修1級課程 | 65,000 円 |
| (4) 訪問介護員研修2級課程 | 95,000 円 |
| (5) 訪問介護員研修3級課程 | 115,000 円 |
| (6) 介護職員基礎研修課程 | 45,000 円 |
| (7) 認知症実践者研修 | 115,000 円 |
| (8) 喀痰吸引等研修 | 115,000 円 |
- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。
- 3 テキスト代は、実費とする。

(補講)

第16条

- 1 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講する。
- 2 有料にて補講を受講する場合は、1講義(1時間)2,000円とする。

(賞罰)

第17条 次に該当する者は、懲戒、停学又は退学処分とすることができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 2 研修の秩序を乱し、当法人の指示に従わないとき
- 3 故意に当法人あるいは研修室の設備等を棄損したとき
- 4 研修の秩序を乱す者
- 5 その他受講者としての本分に反した者

(教職員の組織)

第18条 本研修に養成施設長、専任教員、事務職員、介護課程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(修了者管理の方法)

第19条 修了管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存する。
- 2 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第20条 養成研修通信課程は、当法人本部にて執行する。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 養成研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故

が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：法人本部 電話 029-896-3520

- 2 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- 3 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は平成30年6月1日から施行する。

この学則は令和元年10月25日から施行する。